

第1回 富山県特別支援教育将来構想検討会

参 考 資 料

[目 次]

- ・「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」概要
- ・「令和3年度特別支援教育の推進」（富山県教育委員会）
- ・「特別支援学校・特別支援学級の設置数及び在籍者数、通級による指導を受けている児童生徒数等の推移（全国）」
- ・「特別支援学校設置基準の制定（案）」概要

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
 - ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**
- を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
- ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

令和3年度 特別支援教育の推進

富山県教育委員会

とやまの特別支援教育強化充実事業

障害のある子どもが小学校就学前から高等学校卒業後に至るまでの各段階に応じて十分な指導と支援を受けられるよう、早期からの相談体制の整備、学校への支援の充実、就労支援の充実、教員の専門性の向上に向けた取り組み等による特別支援教育の強化充実を図る。

富山の特別支援教育将来構想策定事業

富山版「特別支援教育将来構想会議(仮称)」を設置し、社会状況の変化を踏まえた、富山県の特別支援教育・就労支援の将来構想策定に向けた検討を行う。

幼稚園
保育所等
特別支援学校

1 就学相談体制の整備

就学時健診等におけるチェックリストの活用
★早期の気づき、早期支援の実施

★適切な就学決定
・市町村が主催する地区相談会へ小中学校巡回指導員を派遣
★幼稚園・保育所から小学校への確実な引き継ぎ

2 学校への支援の充実

★学校が相談できる体制充実に向けた専門的人材の配置・活用

小中学校巡回指導員の配置(4名)
★小中学校に対する専門的な指導助言
東西事務所各2名
・全ての通級指導教室を巡回
・「個別の教育支援計画」の作成・活用
・合理的配慮の提供に関する指導助言
・児童生徒・保護者との合意形成等に向けた指導助言

各学校段階のチェックリストの活用
★気づきを促し、適切な指導・支援の実施

個別の教育支援計画の作成・活用促進
★マニュアルやリーフレットの活用による学校支援

通級による指導について理解を促す保護者用リーフレットの作成・活用

高等学校巡回指導員の配置(2名)
★全ての高等学校に対する専門的な指導助言
・中学校と高校間の移行支援
・生徒の実態把握と授業改善等に関する指導助言
・研修支援による指導体制強化
・生徒・保護者との合意形成等に向けた指導助言
・校内体制整備や個別の教育支援計画に関する助言

スタディ・メイトジュニアの派遣
・富山大学の教員志望学生を小学校へ派遣

スタディ・メイトの養成と研修
※市町村が配置するスタディ・メイトの養成講座、資質向上研修の実施

専門家チームの設置
・障害による困難の判断、対応について指導助言

3 就労支援の充実

特別支援学校就労応援事業
★さらなる就労支援体制を推進

特別支援学校就労応援コーディネーターの配置(2名)
・富山高等支援学校、高岡高等支援学校へ各1名配置
・就業体験や雇用受入先の開拓

障害者雇用の理解啓発に向けた就業体験等の協力企業による「特別支援学校就労応援団とやま」の登録促進

障害者就労定着サポーターの配置(1名)
・高等特別支援学校に配置
・事業所を巡回し職場定着に向けた支援

4 教員の専門性の向上

【目指す姿】
全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付け、支援を必要とする子供を見つける力を持ち、専門家の指導助言も受けながら、適切な判断や対応をすることができる。

◇キャリアステージに応じた専門性向上研修

- ①若手研修(1年目)
- ②6年次教職員研修
- ③11年次研修の特別支援学校での体験研修
- ④新任教務主任研修、新任教頭研修

◇校内研修会の拡充

小中学校巡回指導員や高等学校巡回指導員を講師とした校内研修の実施

特別支援学校教諭免許状取得の推進

免許状取得のための「免許法認定講習」を開設

- ・実務経験3年以上の教員は、最低6単位取得で免許取得
- ・学校の夏季及び冬季休業中に3講座/年を開講し、2年間で免許取得が可能

5 関係機関との連携

★教育・医療・保健・福祉・労働等の連携を強化し、社会の様々な機能を活用した支援の充実

富山県特別支援連携協議会

・厚生部「富山県発達障害者支援地域協議会」と合同開催

キャリア教育・就労支援ネットワーク会議

・全体会議、地区クラスター会議、分科会

小学校・中学校
特別支援学校

高等学校
特別支援学校

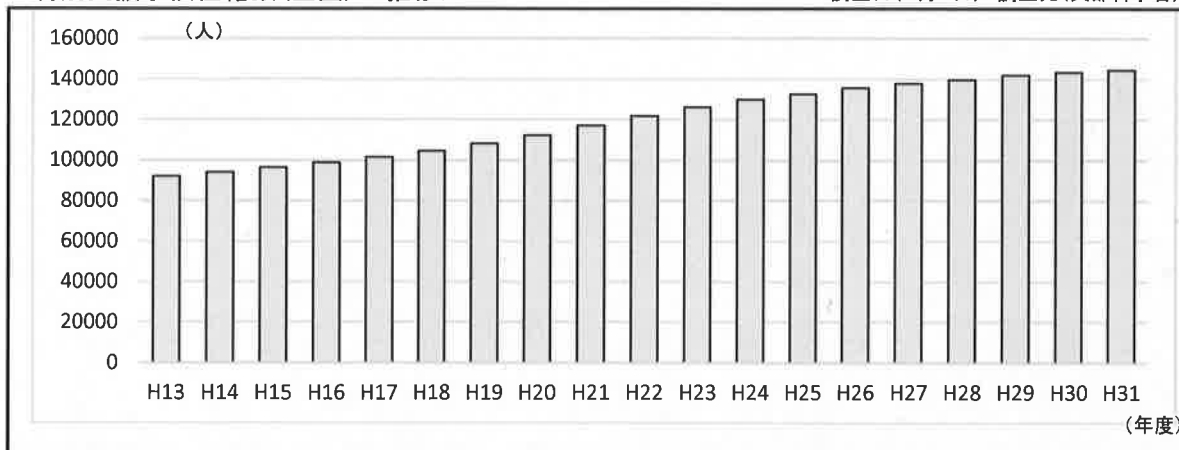
学校卒業後
企業等

特別支援学校・特別支援学級の設置数及び在籍者数、通級による指導を受けている児童生徒数等の推移（全国）

1 特別支援学校

<特別支援学校在籍数(全国)の推移>

調査日(5月1日) 調査元(文部科学省)



年 度	H13	H18	H23	H28	H31
特別支援学校在籍者数	92,072	104,592	126,123	139,821	144,434

<障害種別の推移>

年 度	H13	H18	H23	H28	H31
視 覚 障 害	4,001	3,688	5,882	5,587	5,083
聴 覚 障 害	6,829	6,544	8,660	8,425	8,175
知 的 障 害	58,866	71,453	111,468	126,541	131,985
肢 体 不 自 由	18,289	18,717	31,612	31,889	31,094
病 弱	4,087	4,190	19,589	19,559	18,863

※平成18年までは学校種（視覚障害＝盲学校、聴覚障害＝聾学校、知的障害＝知的障害養学校、肢体不自由＝肢体不自由養護学校、病弱＝病弱養護学校）ごとに集計。

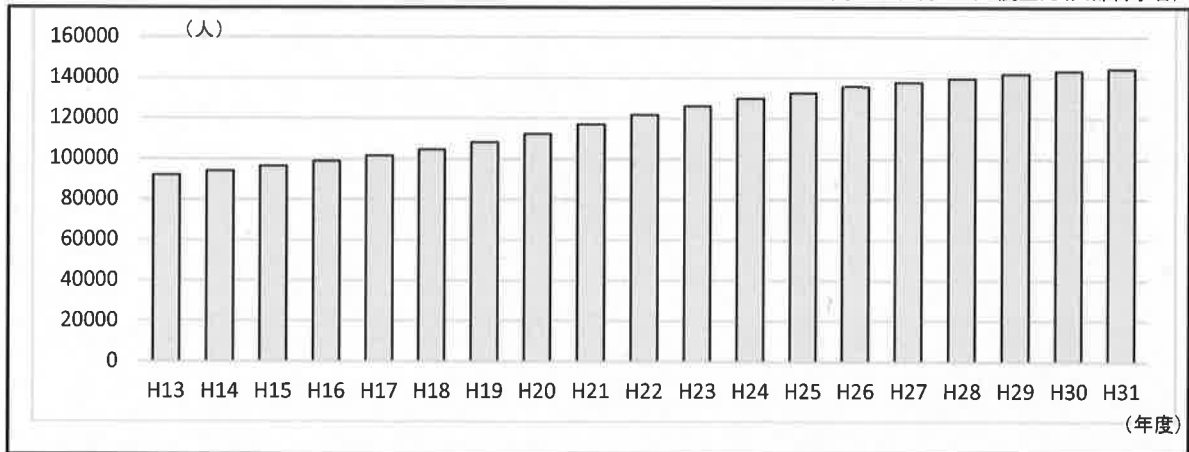
平成19年以降は、複数の障害種を対象としている学校はそれぞれの障害種に重複してカウントしている。

特別支援学校・特別支援学級の設置数及び在籍者数、通級による指導を受けている児童生徒数等の推移（全国）

1 特別支援学校

<特別支援学校在籍数(全国)の推移>

調査日(5月1日) 調査元(文部科学省)



年 度	H13	H18	H23	H28	H31
特別支援学校在籍者数	92,072	104,592	126,123	139,821	144,434

<障害種別の推移>

年 度	H13	H18	H23	H28	H31
視 覚 障 害	4,001	3,688	5,882	5,587	5,083
聴 覚 障 害	6,829	6,544	8,660	8,425	8,175
知 的 障 害	58,866	71,453	111,468	126,541	131,985
肢 体 不 自 由	18,289	18,717	31,612	31,889	31,094
病 弱	4,087	4,190	19,589	19,559	18,863

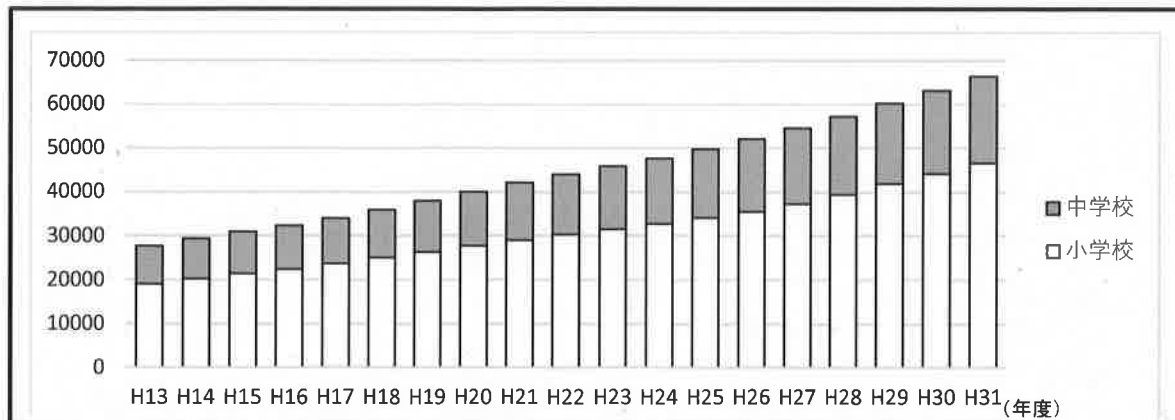
※平成18年までは学校種（視覚障害＝盲学校、聴覚障害＝聾学校、知的障害＝知的障害養学校、肢体不自由＝肢体不自由養護学校、病弱＝病弱養護学校）ごとに集計。

平成19年以降は、複数の障害種を対象としている学校はそれぞれの障害種に重複してカウントしている。

2 特別支援学級

<特別支援学級設置数の推移>

調査日(5月1日) 調査元(文部科学省)

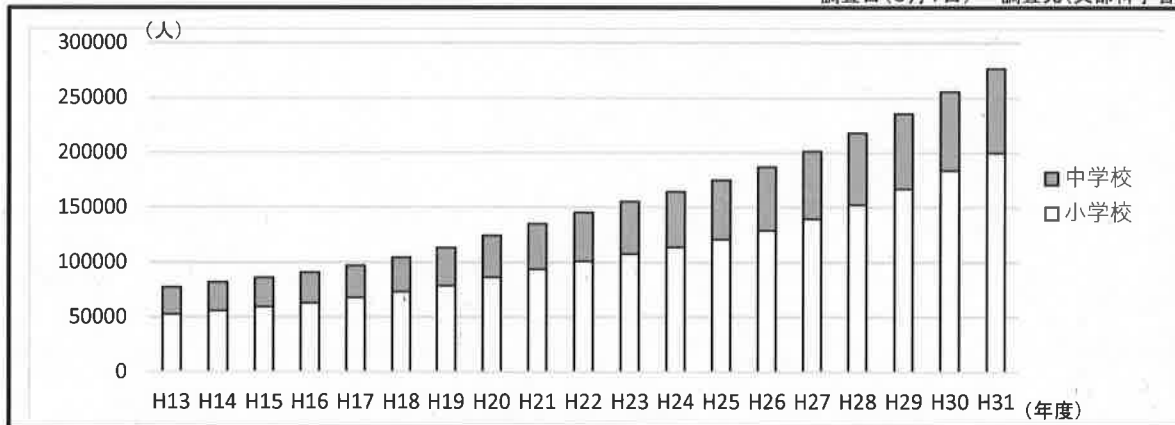


年 度	H13	H18	H23	H28	H31
特別支援学級数	27,711	35,946	44,010	※57,301	※66,655
小学校	19,046	24,994	31,507	39,386	46,590
中学校	8,665	10,952	14,300	17,842	19,717
義務教育学校	-	-	-	73	348

※H28年度より、特別支援学級数に義務教育学校分も加算

<特別支援学級在籍児童生徒数の推移>

調査日(5月1日) 調査元(文部科学省)

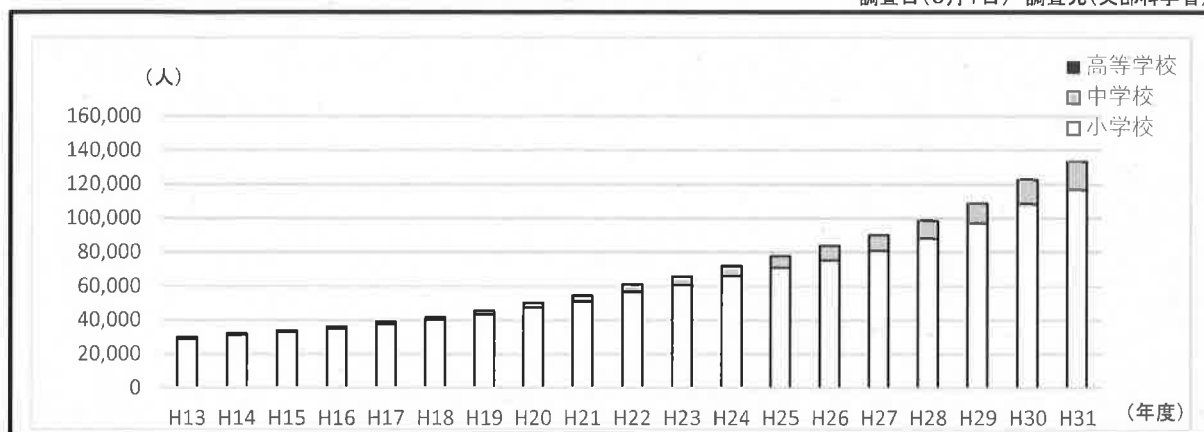


年 度	H13	H18	H23	H28	H31
在籍児童生徒数	77,240	104,544	155,255	※218,127	※278,140
小学校	42,551	73,151	107,597	152,580	199,564
中学校	24,689	31,393	47,658	65,259	77,112
義務教育学校	-	-	-	288	1,464

3 通級による指導

＜通級による指導を受けている児童生徒数の推移＞

調査日(5月1日) 調査元(文部科学省)



年 度	H13	H18	H23	H28	H31
在籍児童生徒数	29,565	41,448	65,360	98,311	※134,185

※H30年度より、在籍児童生徒数に義務教育学校分も加算

＜小学校＞

年 度	H13	H18	H23	H28	H31
小学校 計	28,681	39,764	60,164	87,928	116,633
弱視	148	128	111	161	191
難聴	1,235	1,495	1,710	1,677	1,775
肢体不自由	2	5	6	69	82
病弱・身体虚弱	-	16	31	13	24
言語障害	24,725	29,527	31,314	36,413	39,106
自閉症・情緒障害	2,571	5,927	14,225	23,334	37,197
学習障害	-	1,195	6,455	11,636	17,632
注意欠陥多動性障害	-	1,471	6,312	14,625	20,626

＜中学校＞

年 度	H13	H18	H23	H28	H31
中学校 計	884	1,684	5,196	10,383	16,765
難聴	231	282	341	414	423
肢体不自由	1	1	3	23	38
病弱・身体虚弱	-	6	19	14	15
言語障害	125	186	293	380	556
自閉症・情緒障害	515	883	2,449	4,366	7,142
学習障害	-	156	1,358	2,907	4,631
注意欠陥多動性障害	-	160	714	2,261	3,933

特別支援学校設置基準の制定（案）概要

令和3年5月
文部科学省
初等中等教育局

1 趣旨

現在、特別支援学校については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に、設備編制の基本的事項についてのみ定められている。

今回、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第三条に基づき、特別支援学校設置基準（文部科学省令）を制定するものである。

制定に当たっては、①特別支援学校を設置するために必要な最低の基準とするとともに、②地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定することを基本方針とする。

2 制定内容

（1）総則

i) 趣旨について

ア 特別支援学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

イ この省令で定める設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準とすることとする。

ウ 特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならないこととする。

ii) 設置基準の特例について

ア 高等部を置く特別支援学校で公立のものについては都道府県の教育委員会、私立のものについては都道府県知事（イにおいて「都道府県教育委員会等」という。）は、特別支援学校の高等部に二以上の学科を設置する場合その他これに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、特別支援学校の高等部の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができることとする。

イ 専攻科及び別科の編制、施設及び設備等については、この省令に示す基準によらなければならないこととする。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備等に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができることとする。

（2）学科

i) 学科の種類について

ア 特別支援学校の高等部の学科は、次のとおりとすることとする。

- ① 普通教育を主とする学科
- ② 専門教育を主とする学科

イ 普通教育を主とする学科は、普通科とすることとする。また、専門教育を主とする学科は、次のとおりとすることとする。

- ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - ・ 家庭に関する学科
 - ・ 音楽に関する学科
 - ・ 理療に関する学科
 - ・ 理学療法に関する学科
- ② 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
 - ・ 農業に関する学科
 - ・ 工業に関する学科
 - ・ 商業に関する学科

- ・ 家庭に関する学科
 - ・ 美術に関する学科
 - ・ 理容・美容に関する学科
 - ・ 歯科技工に関する学科
- ③ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う学科
- ・ 農業に関する学科
 - ・ 工業に関する学科
 - ・ 商業に関する学科
 - ・ 家庭に関する学科
 - ・ 産業一般に関する学科

(3) 編制

i) 一学級の幼児、児童又は生徒数について

- ア 幼稚部の一学級の幼児数は、五人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。以下同じ。）のうち二以上を併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。
- イ 小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒数は、六人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。
- ウ 高等部の一学級の生徒数は、八人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

ii) 学級の編制について

- ア 幼稚部の学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別な事情があるときは、数学年の幼児、児童又は生徒を一学級に編制することができることとする。
- イ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の学級は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する幼児、児童又は生徒で編制することができることとする。

iii) 教諭等の数等について

- ア 複数の部又は学科を置く特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとする。
- イ 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（ウにおいて「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とすることとする。
- ウ 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができることとする。

iv) 養護教諭等について

特別支援学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の幼児、児童及び生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならないこととする。

v) 実習助手について

高等部を置く特別支援学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

vi) 事務職員について

特別支援学校には、部の設置の状況、幼児、児童及び生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならないこととする。

vii) 寄宿舎指導員の数について

寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿する幼児、児童及び生徒数等に応じ、相当数の寄宿舎

指導員を置かなければならないこととする。

viii) 他の学校の教員等との兼務について

特別支援学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができるとする。

(4) 施設及び設備

i) 一般管理について

特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならないこととする。

ii) 校舎及び運動場の面積等について

ア 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とすることとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

イ 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができることとする。

iii) 校舎に備えるべき施設について

ア 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室とは、それぞれ兼用することができることとする。

① 教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）

② 自立活動室

③ 図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。）、保健室

④ 職員室

イ 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

iv) その他の施設について

特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあっては体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

v) 校具及び教具について

ア 特別支援学校には、部及び学科の種類、学級数並びに幼児、児童及び生徒の数並びに障害の種類及び程度等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならないこととする。

イ 校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならないこととする。

vi) 他の学校等の施設及び設備の使用について

特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとする。

3 附則

（施行期日等）

ア 令和4年4月1日から施行することとする。ただし、2（3）及び（4）並びに別表の規定は、令和5年4月1日から施行することとする。

イ 2（3）及び（4）並びに別表の規定施行の際、現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができることとする。

（学校教育法施行規則の一部改正）

ウ 特別支援学校設置基準の策定に伴い、学校教育法施行規則第二百十条から第二百二十三条までを削除するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

（特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止）

エ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令（昭和四十一年文部省令第二号）は、廃止することとする。

特別支援学校設置基準における校舎面積の算定式

校舎

		視覚	聴覚	知的	肢体不自由	病弱
		面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）	面積（平方メートル）
幼児、児童又は生徒数						
小学部 又は 中学部	一以上 十八以下	1110	950	1070	1210	870
	十九以上 百八以下	1110+24(児童又は生徒数-18)	950+24(児童又は生徒数-18)	1070+27(児童又は生徒数-18)	1210+30(児童又は生徒数-18)	870+24(児童又は生徒数-18)
	百九以上	3260+16(児童又は生徒数-108)	3120+16(児童又は生徒数-108)	3540+17(児童又は生徒数-108)	3920+21(児童又は生徒数-108)	3090+15(児童又は生徒数-108)
高等部 (単独)	一以上 二十四以下	1410	1240	1260	1570	1160
	二十五以上 百四十四以下	1410+17(生徒数-24)	1240+17(生徒数-24)	1260+20(生徒数-24)	1570+22(生徒数-24)	1160+17(生徒数-24)
	百四十五以上	3470+13(生徒数-144)	3340+13(生徒数-144)	3680+14(生徒数-144)	4200+17(生徒数-144)	3300+13(生徒数-144)
高等部 (併置)	一以上 二十四以下	480	480	490	590	480
	二十五以上 百四十四以下	480+21(生徒数-24)	480+20(生徒数-24)	490+22(生徒数-24)	590+26(生徒数-24)	480+20(生徒数-24)
	百四十五以上	2990+13(生徒数-144)	2930+13(生徒数-144)	3140+14(生徒数-144)	3710+18(生徒数-144)	2930+13(生徒数-144)
幼稚部	一以上 五以下	190	170	190	220	190
	六以上	190+18(幼児数-5)	170+18(幼児数-5)	190+18(幼児数-5)	220+22(幼児数-5)	190+18(幼児数-5)

(備考)

- ・小学部及び中学部を置く特別支援学校は小学部及び中学部の在籍者数を合算することとする。
- ・重複障害を有する幼児児童生徒は、主たる障害区分により、その数を幼稚部は1.67倍、小学部及び中学部は2倍、高等部は2.67倍して算定することとする。
- ・視覚障害者である幼児児童生徒、聴覚障害者である幼児児童生徒、知的障害者である幼児児童生徒、肢体不自由者である幼児児童生徒又は病弱者である幼児児童生徒の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る基準面積は、障害区分ごとに、部毎（小学部及び中学部を置く場合は小学部及び中学部）の全幼児児童生徒数をそれぞれ当該障害区分の幼児児童生徒数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児児童生徒数により加重平均した面積とする。

特別支援学校設置基準における運動場面積の算定式

運動場

小学部		中学部又は高等部		幼稚部	
児童数	面積（平方メートル）	生徒数	面積（平方メートル）	幼児数	面積（平方メートル）
一以上 二百四十以下	2400	一以上 二百四十以下	3600	十以下	360
二百四十一以上	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$	二百四十一以上	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$	十一以上	$360 + 10 \times (\text{幼児数} - 10)$

（備考）

- ・ 中学部及び高等部を置く特別支援学校は中学部及び高等部の在籍者数を合算することとする。
- ・ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の2以上の部を置く特別支援学校の運動場の必要面積は、在籍者数及び学級数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の運動場面積とする。